

《講演》

都市農家と相続

有限会社グッドタイム代表取締役

平井利明

都市農家の相続のコンサルタントという場合に、自分自身が都市農家であるというケースはめったにないだろう。そういう場合は、単なる法律等の外側からの分析だけではなく、内側からの農家の心情を考えたアドバイスができる。平井氏は、こういう数少ないアドバイザーである。本年七月、NPO法人相続アドバイザー協議会の相続アドバイザー養成講座の講演です。

皆さん今日は。まず、今日、私の立場でお話す

圈と中部圏とこの関東圏を一応中心とした、これから農家と農業のお話をしたいと思います。

そういうことで、私は、例えば資産活用とか、あるいはバブルの前後とかバブルの最中に、某金融機関から借り入れをして、いろいろ相続対策をやりましょうとか、たとえお金があつても、相続のために借り入れをして置いたほうが絶対いいですとか、何處とは申しませんけれど、ほとんどが、職業選択の自由というのが世の中にはあります。そして、なかなか親不孝な中で、二四年ほどサラリーマンと農家の両方、俗に言う二足の草鞋というのを履いておりました。そうしますと、バブルの前、バブルの時期、バブルの後ということで、要するに都市農家、正式にいうと都市型農家といふのは三大都市圏にある農家、というふうに大体イメージして頂ければよろしいと思います。関西

全国貸地貸家協会新聞

発行 全国貸地貸家協会事務局
〒165-0027 東京都中野区野方一-二九-一-一〇二
(株)耶馬台コーポレーション内
TEL ○三(三三八八)七五一五
FAX ○三(三三八八)七五一三

ぎてしまうと、その時は効果が出てるんだけれども、いろんな賃貸物件を中心として対策と称してやつたことですが、今あれから一五年、二〇年経つて、経年変化によるリスクとか、空室リスクとか、変動する金利上昇リスクといったものが今農家の方を直撃しております。そういう相談を受けて、アドバイスをさせて頂いているのが、私の仕事の現状でございます。

都市農家というのはほとんどの場合、地主イコールで考えて頂いてよろしいかと思います。ただ、皆さんは通勤電車の車窓の外を何気なく一寸覗いたり、あるいは住まいのご近所にも農地があるかも知れません。あるいは旅行先で、東北へ行つたり、北海道へ行つたり、九州へ行つたり、何處へ行つても、農地というのを目にされると思いますけれども、実はこの農地というのは、いろんな法律で制約を受けておりまして、勝手に売ったり買つたりすることは基本的に出来ません。それで、先ず都市農家、先ほど話しました二大都市圏の農家を中心にしてお話をしますけれども、皆様も、いや俺はそんなところには住んでいないんだ、という方もいらっしゃると思うんですが、何かの折にか、ご相談というのが何處から来るか分かりません。

1 都市農家・地主の現状と悩み

(1) 農業経営

先ず都市農家と現状の悩みということですけれども、これを少し大きな分類でお話をしたいと思います。第一に本業である農業経営。農業経営につきましては、都市農家というのは、三大都市圏以